平成２４年（フ）第１５１号
鹿児島県鹿児島市西陵３丁目38番３号
債務者　永井みゆき
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１５７号
鹿児島県鹿児島市伊敷６丁目12番39号サンフェリカ103号
債務者　平井　幹夫
1　決定年月日時　平成24年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１７４号
鹿児島県鹿児島市東谷山２丁目17番19号コーポラス光201号
債務者　宮之前ミツ子
1　決定年月日時　平成24年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１７５号
鹿児島県鹿児島市堀江町11番１―1003号
債務者　田中　律子
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第３１号
鹿児島県霧島市国分名波町30番26―１号　レオパレス舞鶴107
債務者　米森　康二
1　決定年月日時　平成24年５月24日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第３７２号
京都府久世郡久御山町林北畑105番地　17棟304号
債務者　加藤　智拡
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５３８号
京都府向日市寺戸町飛龍19番地の６
債務者　小澤　孝一
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７６号
宮崎県延岡市昭和町１丁目２番地９
債務者　山口　智義
1　決定年月日時　平成24年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第３９号
福井県鯖江市深江町３番５号
債務者　荒木　文夫
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第９２号
福井県坂井市春江町江留下屋敷137番地の１グランドリバー101号室
債務者　奥村　和弘
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１１０号
福井市二の宮３丁目14番25号　パセオ二の宮202、旧住所福井県坂井市坂井町上兵庫第39号３番地９
債務者　黒梅貴代美（旧姓殿界）
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１２２号
福井県吉田郡永平寺町松岡末政第17号３番地
債務者　谷口　智和
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１２７号
福井県坂井市丸岡町霞町１丁目21番地
債務者　高比良恵子
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３４号
福井県大飯郡おおい町大島第48号29番地１
債務者　中川　久子
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２４年（フ）第３５号
福井県敦賀市清水町２丁目13番13―103号
債務者　村井　敏美
1　決定年月日時　平成24年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２４年（フ）第２６９６号
大阪市北区大淀南３－５―14　ロイヤルハイツ301号、住民票上の住所大阪市浪速区浪速東３丁目２番14―207号
債務者　矢川　敏子
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０８号
岩手県紫波郡紫波町日詰字東裏87番地４、旧住所岩手県紫波郡紫波町日詰字東裏87番地２
債務者　本野　　淳
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
盛岡地方裁判所第２民事部